

■ 借地の場合について

【設置場所が借地の場合】

充電設備または課金装置を設置する土地が借地であった場合は、**様式1の3枚目**にある【8. 公募申請要件等の確認】の①にチェックをいれ、提出書類として、土地所有者に**5年以上設置の許諾を得たことを証する書類**の提出が必要です。

※①～⑤が記載されている場合は、土地の賃貸借契約書の提出でも構いません。記載がない場合は、書式は問いませんので、別途提出してください。

様式1(3枚目)

6. 充電設備設置工事の補助金申請額			
	申告額	上限額	設置工事補助金申請額 (※3) (千円未満は切捨て)
補助対象設置工事費	円 (※4)	円	円
<small>※2 「実施細則・別表1-2」事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額を参照 <small>※3 資本関係のある会社から調達を受ける場合、クから利益相当額を排除します。</small> </small>			
7. 充電設備設置に係る補助金申請額(合計)			
充電設備設置に係る補助金申請額(合計)		円	※キ+ク
8. 公募申請要件等の確認			
① 充電設備を設置する土地の使用権限を有しています。 <input type="checkbox"/> 借地のため、土地所有者に5年以上充電設備設置の許諾を得たことを証する書類を提出します。 ② 私は「暴力団排除に関する誓約事項」に該当していません。 ③ 設置した充電設備等の保有義務期間を満了します。 ④ 申請する充電設備および設置工事に関して、本補助金以外に国の補助金を申請、または受領していません。 ⑤ 新規に購入する充電設備の設置について申請し、その発注および支払は交付決定日後に行います。 ⑥ 申請時において、充電設備の設置にかかる工事を開始せず、交付決定日後に着手します。 ⑦ 補助金の交付決定等に関する情報(申請者名(採択先および交付決定先)、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定額等)がオープンデータとして法人インフォメーションに公表されることを了承します(申請者が個人の場合を除く)。(※4) ⑧ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報、申請者への問合せ、補助金の交付等の通知および振込、財産処分制限にかかる調査、その他センターが行う調査、主に公共用充電設備設置にかかる申請は一般への情報提供等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※5)			
以上の内容を確認の上同意し、公募申請内容に間違いがないことを誓約します。 (申請者印)			印
<small>※4 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。(http://hojin-info.go.jp)に掲載されています。</small> <small>※5 センターの個人情報保護方針については、センターHP(http://www.eev-pe.or.jp/privacy.html)に記載されています。</small>			
タイムスタンプ			(申請者印) 副都庁に必要です。

ここにチェックを入れる

例)許諾書 等

例

充電設備設置に関する許諾書

① ○○株式会社 殿

③ 物件所在地 ○○県○○市○-○-○

使用目的 充電設備設置のため

④ 私所有の上記土地に、充電設備を設置することを許諾いたします。
 なお、その期間は設置後5年間以上といたします。

⑤ 平成○○年○○月○○日

土地所有者又は管理人

② 住所 ○○県○○市○-○-○

氏名 ○○ ○○

特約事項

① 賃借人名
 ② 賃借人名 + 押印
 ③ 設置場所住所
 ④ 充電設備設置または課金装置設置を許諾している(設置完了から5年以上)
 ※保有義務期間を満了する必要があるので
 ⑤ 日付

上記のすべてが確認できることが必要です。
 書式は問いません。

印